

記載例

【取消用】被扶養者等申告書（2／2）

※ 認定取消の申告書類等は事実発生日の翌日から5日以内に共済組合に提出してください。
提出期限を過ぎている場合は、できるだけ速やかに提出してください。

【注意】

- 黒または青のボールペンで記入してください。
(消せるボールペンは使用不可)
- 記入漏れがある場合、不備として記入を依頼しますので、必要事項は必ずすべて記入してください。
- 組合員のマイナンバーは、被扶養者等申告書に記入しないでください。

被扶養者について以下のとおり申告します。

記入した事項について事実と相違ありません。また、認定後において、認定要件を欠いた場合には速やかに届出します。

なお、虚偽の申告または届出を怠り給付金を受給した場合は、速やかに共済組合へて返還することを誓約します。

被扶養者の個人番号の記入に当たり、以下に同意します。

- 記入した被扶養者のマイナンバーについて相違ありません。
- マイナンバーによる地方税情報の照会に同意します。
- マイナンバーカード(写)やマイナンバー通知書(写)など添付不要な書類を送付した場合、特定個人情報の適切な管理の観点から、共済組合にて廃棄されることを承知します。
- 誤って下記送付先以外の住所に本申告書を送付した場合、廃棄され、再度提出することを承知します。

【送付先】〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて

⑩提出日	令和	〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	※ 不備等による再提出、又は2／2のみ追送の場合は、チェックをつけて提出してください。→ ☐														
⑪組合員番号 (=社員番号8桁)	0	1	2	3	4	5	6	7	⑫組合員氏名	(フリガナ)	キョウサイ	タロウ										
										共済 太郎												

⑬被扶養者氏名	【取消用】被扶養者申告書（1／2）で記入した被扶養者の順番のとおり被扶養者の氏名・マイナンバーを記入してください。																							
	(フリガナ) キョウサイ ハナコ												(フリガナ) キョウサイ ユウタ											
	共済 花子												共済 ゆう太											
⑭被扶養者の マイナンバー	お持ちのマイナンバーカードの裏面や住民票等を確認し、記入してください。 記入を誤った場合は、訂正せずに新しい【取消用】被扶養者等申告書（2／2）に書き直してください。訂正してある場合、不備となりますのでご注意ください。 ※マイナンバーカードの写しや、マイナンバーが記載された住民票を提出いただくのみでは不備となります。必ず記入して提出してください。																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	※マイナンバーが付番されていない又は失効している場合は、マイナンバー記入欄は空欄とし、1. または2. のいずれかの理由に○をしてください。																							
	【マイナンバー空欄の理由】 1. 海外在住のためマイナンバーが付番されていません。 2. 海外在住又は死亡のためマイナンバーが失効しています。																							

1／2に記入の被扶養者の氏名、
マイナンバーを記入してください。
修正、記入漏れのある申告書はす
べて不備となります。

【海外在住の方について】

2024年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出

また、現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードを申請することが可能になりました。

詳細はこちらをご確認ください。

マイナンバーカードを国外で利用する



【マイナンバー（個人番号）の届出について】

2023年9月29日より、国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴い、被扶養者の認定申告にはマイナンバー（個人番号）の届出が必須となりました。

被扶養者の認定取消申告の際には、本書類を必ずご提出ください。

受付印

共済組合使用欄